

B S E 6 - 第 102 号
令和 6 年 12 月 10 日

地 区 委 員 長 様
地区コミッショナー 様
地 区 事 務 長 様
団 委 員 長 様

日本ボーイスカウト愛媛県連盟
理 事 長 柏原 勝利
県コミッショナー 横井 寿子

令和 7 年度 登録および表彰の申請について

三指

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、年末に差し掛かり、お忙しいと存じますが、令和 7 (2025)年度の加盟登録申請と表彰申請の時期となりましたので、ご案内いたします。

つきましては、登録・表彰申請ともに期日までにご処理のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

登録申請には日連から送付された加盟登録システム事務処理についての書類を、表彰申請には本文書をそれぞれ熟読して、対応をお願いします。

また、**表彰申請書の県連締切は 1 月 30 日(木) 必着**です。

ご提出はこれまでの「郵送又は事務局まで直接ご提出」に加え、**日本連盟の書式変更に伴い、一部に「メール提出」が必要**となります。よろしくご確認の上ご対応願います。

なお、**継続登録申請・県連登録料の県連締切は、3 月 11 日(火)**です。

ただし、表彰申請対象の方は、上記 1 月 30 日までに継続登録申請を済ませてください。

県連登録料の納入につきましては、添付の**県連登録料計算書**を県連までご提出のうえ、お振込みをお願いします。

継続登録申請は、団→地区承認→県連承認→日連の順で申請となります。

※転勤・引越し予定等で締切に間に合わない場合は、県連までご連絡ください。

※日連の登録システム停止期間がありますので、下記の日程で登録をお願いします。

3 月下旬はシステム更新のため、4/1 以降に処理となる場合がありますのでご了承ください。

・令和 6 年度追加登録 現在～3 月下旬
(但し、システム停止期間 12/26 (木)17:00～1/6(月)10:00 まで)

弥栄

令和7年度日本連盟・県連盟表彰申請について

- ① 申請締切期日令和7年1月30日(木) 県連盟事務局必着。締切後の申請は受付不可。
- ② 各様式は県連HPからダウンロードできます。

各種表彰申請手続き

	種別	対象	経由	様式等	備考		
					書面	データ	捺印
県連表彰	特別有功章	加盟員	地区→県連	1号	○		要
	有功章	加盟員	地区→県連	1号	○		要
	感謝章	加盟員・非加盟員	地区→県連	1号	○		要
	善行章	加盟スカウト	団→地区→県連	1号	○		要
	善行綬	加盟隊・班・組	地区→県連	1号	○		要
	褒状(指導者)	加盟員	地区→県連	1号	○		要
	〃(精励スカウト)	加盟スカウト	団→地区→県連	3号・出席簿	○		要
	優秀隊	加盟団・加盟隊	団→地区→県連	2号	○		要
	優秀団	加盟団・加盟隊	団→地区→県連	2号	○		要
	感謝状	加盟員・非加盟員	地区→県連	1号	○		要
日連表彰	功労章(たか章・かっこう章)	加盟員	地区→県連→日連	(日連)書式:3	◎		不要
	功労章以外	加盟員・非加盟員	地区→県連→日連	(日連)書式:2	○	◎	不要
	振興国会議員連盟表彰	50歳以下加盟員	地区→県連→日連	(日連)書式:5	○	◎	不要
	団委員長及び隊長表彰	団委員長 及び BVS,CS,BS,VS 隊長	団→地区→県連→日連	(日連)書式:4	○	◎	不要
	隊褒章綬(5年、10年…)	加盟隊	地区→県連→日連	(日連)書式:8-2	○	◎	不要
	団50年章	加盟団	地区→県連→日連	(日連)書式:9-1	○	◎	不要
	特別年功章(5,10,15,20,50年)	加盟員 (団委員も含む)	地区→県連→日連	(日連)書式: 7-2、7-3	◎		不要

◆提出様式等について

- ・「日連表彰」関係は、①捺印不要、一部を除き②エクセルでのメール送信に変更されました。(2020(令和2)年～)
- ・「県連表彰」は従来同様です。様式に変更はありません。捺印も必要です。
- ・備考欄、「書面」は印刷物で提出、「データ」はEメール送信、地区で取りまとめて提出・送信をお願いします。
なお、○は県連提出、◎は(県連経由で)日連提出。

◆特別年功章について

- (1)団委員長・副団委員長・団委員・隊長・副長(副長補、デンリーダーは対象外)として、それぞれ通算して満5年10年15年20年50年を超えてその任務にあって十分責務を果たした方に対して授与されます。
- (2)未申請の年功章からではなく、直近の年功章で申請してください。例)現在20年以上の方で今回新規で申請の場合、20年で申請。
- (3)備考欄に所属・氏名の変更・過去の受章歴を記入してください。←記入漏れ注意。
- (4)令和7年度登録役務、令和7年3月31日現在の年齢は記入必須です。

団委員長および隊長の表彰申請について

1. 表彰対象者

以下に示す基準を、連続して2か年度達成した団委員長および隊長を対象とする。
ただし、日本連盟功労章（かっこう章等）または県連盟特別有功章の受章者および当年度の申請予定者を除く。また、対象は1名1役務につき一度とする。役目が変わり基準を達成した場合は、改めて申請することができる。

2. 推薦基準

(1) 団

年度当初と前年度当初の加盟登録数と比較して、次のAかBのいずれかを達成した団委員長

A) 団内すべての隊のスカウト数の合計が5人以上増加した団

B) 団内すべての隊がスカウト数において「目標数」を満了した団

注: 「目標数」とは、スカウト数が、ビーバー隊10人、カブ隊18人、ボーイ隊20人、ベンチャー隊10人、ローバー隊8人、計66人

(2) ビーバー隊

次の基準を達成した隊長

○団の上進式前後において、上進対象スカウトが3人以下は全員が上進、4人以上は80%（端数四捨五入）が上進すること。

(3) カブ隊

次の基準を達成した隊長

○団の上進式前後において、上進対象スカウトが3人以下は全員が上進、4人以上は80%（端数四捨五入）が上進すること。

(4) ボーイ隊

次のABの基準いずれかを達成した隊長

A) 団の上進式前後において、上進対象スカウトが3人以下は全員が上進、4人以上は80%（端数四捨五入）が上進すること。

B) 在籍スカウトのうちから、2人以上菊スカウトに進級すること。

(5) ベンチャー隊

次のABの基準いずれかを達成した隊長

A) 団の上進式前後において、上進対象スカウトが3人以下は全員が上進、4人以上は70%（端数四捨五入）が上進すること。

B) 在籍スカウトのうちから、1人以上富士スカウトに進級すること。

3. 評価期間

各団において定めた年度とする（2年度間）。

毎年4月1日から翌年3月31日まで、または、毎年9月1日から翌年8月31日まで

ボーイスカウト振興国会議員連盟表彰について

1. 表彰対象者

この表彰は、ボーイスカウト日本連盟の成人加盟員を対象とし、特別顕著な功績を挙げている隊・団の指導者を対象に、ボーイスカウト振興国会議員連盟がその会長名によって表彰を行うものであり、隊長または団委員長を対象とします。

2. 推薦基準

(1) 推薦時点までに、5年以上継続して加盟登録し活発に活動しており、推薦時の年齢が50歳以下であること

(2) 所属の隊又は団は、標準の組織であるか標準に近い組織であること

(3) 今後5年以上継続して、積極的に活動することが見込める者であること

(4) 地域(地区や県連盟)において、信頼されている者であること

(5) 日本連盟功労章又は県連盟特別有功章の受章者および当年度の申請予定者でないこと

(6) 上記(1)～(5)の全てに該当し、都道府県連盟名誉会議にて審議し、所属連盟長が責任をもって推薦できる者であること

3. 推薦人数

上記を満たす者を各都道府県連盟から毎年1人、ただし東京、大阪、愛知のみ2人として合計51人をボーイスカウト振興国会議員連盟に推薦する。

都道府県連盟年次総会にて表彰を実施することとし、授与については、各都道府県連盟総会に当該都道府県のボーイスカウト振興国会議員連盟会員が出席し授与する。

令和7年度 関定賞の申請について

1 趣旨 故関定氏(元理事長)は昭和25年県連盟発足以来その人格と努力によりボーイスカウト運動の普及発展に尽くされた。また、スカウトの教育、指導者養成に加え、県連盟運営の財政基盤の確立に大きな功績をあげられた。

関定元理事長が生前に尽くされたボーイスカウト運動興隆の遺志を受け継ぎ、限りないこの運動の発展を念願する関奉仕財団のご意向により制定する。

2 財源 関奉仕財団からの助成による。

3 受賞基準

- ・県内ボーイスカウト運動の普及発展を目的とする。
- ・受賞対象者は、愛媛県連盟のボーイスカウト関係者とする。
- ・スカウトの教育・指導者養成・運営面で顕著な功績があった者、及び活躍が期待される者。
- ・副賞を贈呈する。

4 申請 推薦調書を令和7年1月30日(木)までに県連盟事務局宛に送付する。

(経由) 地区→愛媛県連盟

5 推薦 地区・県連盟において推薦し、理事会の議を経て関奉仕財団に報告する。

6 表彰 愛媛県連盟年次総会において、関奉仕財団理事長が表彰する。

7 賞 賞状および副賞

関定賞運用細則

1 推薦調書について

・推薦調書(様式1)は地区推薦においては地区委員長、地区コミッショナー連署のうえ、県連盟推薦においては理事長・県連盟コミッショナー連署のうえ提出すること。(統一様式を県連盟で定める。)また、下記の内容を記すこと。

・スカウトの教育・指導者養成・運営面で業績顕著と認めた事項

①主に団に関する事 ②主に地区に関する事、どちらも具体的に記入すること

・地区推薦は、地区委員長、地区コミッショナーの所見を必ず記入すること。

2 副賞の贈呈基準について

・50,000円を上限とする。

3 備考

・運用及び副賞等の解釈については、理事長、県連盟コミッショナー、事務局長で協議し、連盟長の承認を得ることとする。

表彰規則

- 1 本連盟の名をもって行う表彰は、ボーイスカウト日本連盟名誉会議規程による。
- 2 本連盟の名をもって行う表彰の選考の基準（内規）は別に定める。
- 3 基準の決定、改廃は、名誉会議において審議し、理事会の承認を得る。

県連盟表彰・選考の基準（名誉会議内規）

1 県連感謝章

- ① スカウト運動に理解を持ち、その発展に寄与した、官公署、自治体諸機関の長又はそれに準ずる者
- ② 10年以上、隊、団、地区又は本連盟の運営に尽力した者
- ③ 財政面で本運動の発展に寄与した者、本連盟又はスカウト運動維持財団に20万円以上寄付した者、多年にわたり同等以上の寄付をした者
- ④ 本連盟主宰の特別行事に功労のあった者
- ⑤ その他本連盟としての感謝の意を表する者

2 県連有功章（加盟員）

- ① 褒状受章者のうち、10年を超えて、隊、団、地区又は本連盟の運営指導に尽力した者
- ② その他特別に功労のあった者

3 県連特別有功章（加盟員）

- ① 15年以上、地区又は本連盟の運営指導に功績のあった者
- ② 20年以上、隊、団、地区又は本連盟の運営指導に尽力した者
- ③ その他特別に功労のあった者

4 県連善行章（スカウト）、善行綬（隊、班、組）

- ① 人命を救助した者および隊、班、組
- ② 官公署、学校、その他諸団体から善行を賞された者および隊、班、組
- ③ その他スカウトの模範となる善行を行った者および隊、班、組

5 県連スカウティング褒章

- ① 日本のスカウト運動の発展及び社会的評価の向上に都道府県的に特別顕著な功績をあげた者
- ② 期間の長短は問わない。

6 褒状（加盟員）

- ① 褒状（指導者）
5年を超えて隊、団、地区又は本連盟の運営、指導に尽力した者、その他本連盟で褒賞に値する者
- ② 精励スカウト
スカウトとして精励し、つぎの条件に適する者

(1) 3人賞

友人3人以上を勧誘加盟させた者（単年度）

(2) 5人賞

登録年度・回数にかかわらず、通算して友人5人以上を勧誘加盟させた者

(3) 5年賞

表彰年度前における加盟登録年度回数が5回以上で、出席率80パーセント以上の者

(4) 10年賞

表彰年度前における加盟登録年度回数が10回以上の者

③ 優秀隊

年間の活動状況が優秀な隊で、その活動が他の模範となるもの。ただし、毎年度の表彰にこだわらない。

④ 優秀団

団組織・構成・運営が堅実に行われ、BVS、CS、BS、VS、RSの隊を持ち、その活動が他の団の模範となるもの。

当分の間、被表彰団は、上記のうちの4つの隊の揃った団の中から選定するものとし、毎年度の表彰にこだわらない。

7 県連感謝状

① スカウト運動を理解し、その発展に寄与した者

② 5年以上、隊、団、地区又は本連盟の運営に尽力した者

③ 県連有功章を授与される者の配偶者

④ 財政面で運動の発展に寄与した者、および本連盟又は維持財団に10万円以上寄付した者

⑤ 隊、団、地区の特別行事に功労のあった者

⑥ その他本連盟として感謝の意を表する者

8 受賞者の加盟登録

① 「2 県連有功章」「3 特別有功章」「4 善行章」「5 県連スカウティング褒章」「6 褒状」の授与は、前各号に該当するほか、毎年3月31日までに、表彰を行う年度の加盟登録承認又は申請を終わったものに対して行うものとする。

② 登録遅延のために、受賞できなかったものの表彰は、前段規定の条件に適するまで、順次繰越すものとする。

③ 指導者表彰については、当分の間、初年度登録が、4月1日から30日までの者は、翌年の3月31日満了を以って一年が経過したものとみなす。

付 則 この規則は、昭和53年5月14日より施行する。

この規則は、平成25年5月21日より施行する。

この規則は、令和元年5月14日より施行する。

この規則は、令和5年5月15日から施行する。